

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和3年度第1回美里町上下水道事業経営審議会

2 開催日時 令和3年8月30日（月）午後2時から午後4時30分 まで

3 開催場所 美里町上下水道課 2階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

金子 浩一委員（会長）

菊池 文夫委員（副会長）

高橋 篤委員

佐々木 豊委員

（2）事務局

課長 櫻井 純一郎

課長補佐 佐々木 聡

課長補佐 安部 貢二

上水道総務係長 高橋 勲

下水道総務係長 笹川 智哉

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題：令和3年度第1回美里町上下水道事業経営審議会資料について

公開非公開の別：公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

なし

8 会議資料

令和3年度第1回美里町上下水道事業経営審議会資料

令和3年度 第1回
美里町上下水道事業経営審議会会議録

令和3年8月30日開催

開 会

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） それでは定刻となりましたので、令和3年度第1回美里町上下水道事業経営審議会を執り行わせていただきます。

次第に沿いまして進めさせていただきます。

それでは、1、会長及び副会長の選出でございます。

開会に先立ちまして、美里町上下水道事業経営審議会条例第5条に基づき、皆様の中から会長及び副会長の選出を行います。会長及び副会長の選出までは、上下水道課長が議事、進行を務めます。

それでは、櫻井課長よろしくお願いいたします。

○仮議長（櫻井 純一郎） それでは、町長が公務で退席しましたので、私が会長、副会長選出まで仮議長を務めさせていただきます。

美里町上下水道事業経営審議会条例第5条の規定に基づき、委員の皆様の中から会長及び副会長の選出を行っていきます。同条例におきましては、委員の互選によって定めることになっております。

委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。

○委員（佐々木 豊） 先ほど、自己紹介にもございましたが、前も審議会の会長もやっていたらしゃるということで、金子委員にぜひ引き続いて会長としてご指導いただければと思います。

また、副会長には経理の専門家でございます、菊池委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○仮議長（櫻井 純一郎） ただいま、佐々木委員より会長を金子委員、副会長を菊池委員にとのお話がありました。皆さん、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、会長には金子委員に、副会長には菊池委員にお願いしたいと思います。早速ですが、金子会長、菊池副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） 櫻井課長、ありがとうございました。

それでは、金子会長、菊池副会長、ご就任の挨拶をお願いいたします。

○会長（金子 浩一） 改めまして、宮城大学の金子と申します。会長を務めさせていただきたいと思います。至らない点もありますけれども、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○副会長（菊池 文夫） 改めまして、税理士の菊池でございます。今回、副会長ということで非常に何か重責のようなものを感じますが、企業会計と関連してくるというか、その知識を生かせる部分もあるのではないかと思いますので、務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） 金子会長、菊池副会長、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、ただいまより会場のセッティングを行いますので、少々お時間を頂戴したいと思います。

五分程度とお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） それでは、準備が整いましたので再開いたします。

これよりの審議の司会進行につきましては、金子会長にお願いいたします。

金子会長、よろしくお願い申し上げます。

○会長（金子 浩一） それでは、このままで失礼いたします。マイクなしで大丈夫であれば、このままやろうと思いますが、聞こえなかったら使いますので言ってください。

それでは、議事進行を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次第に従い進行いたします。

まずは次第2、今後のスケジュールについてですが、事務局より説明させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） それでは高橋より説明させていただきます。着座での説明をさせていただきます。失礼します。それでは、先ほどお配りしましたA3横のスケジュールについて、改めてご説明させていただきます。

こちらは、令和3年度上下水道事業経営戦略の見直しに係るスケジュール、令和3年8月30日現在というタイトルになっているものでございます。

審議会のスケジュールにつきまして、この表の中段、真ん中の部分になります。

委員皆様に事前にお話しさせていただいたところではありますが審議会の日程、予備も含めて全6回でお渡ししておりました。内容は全5回、予備1日という形で日程を組ませていただいております。

現在のところ事務局の資料作成のスケジュールが若干押しておりまして、予定としておりました全5回での開催が難しい状況にあります。そこで、予備日として設けておりました12月24日を第6回目とし、最後の答申の回とさせていただければと思います。

皆様、何卒よろしくお願いいたします。

第1回目の8月30日、本日です。第2回目は10月11日午後2時、こちらの会場で行わせていただきます。第3回目は11月8日午後2時から、水道事業の審議を予定しております。第4回目12月6日午後2時から、今度は下水道事業の審議を予定しております。第5回目12月20日午後2時から、答申の内容のまとめをさせていただければと思います。第6回目、12月24日午後2時から、こちらで答申を頂戴する予定となります。

何卒よろしくお願いいたします。

○会長（金子 浩一） ただいま、事務局より今後のスケジュールについて説明がありました。各委員より何かご意見ご希望ありますか。

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

では、次第3 審議事項に進みます。

（1）令和3年度第1回美里町上下水道事業経営審議会資料について、事務局よりご説明をいただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） それでは、引き続き資料について高橋から説明をさせていただきます。

それでは、さっそく資料1について説明をさせていただきます。資料1につきましては、高橋と笹川から説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページをご覧ください。こちら資料1につきましては、公営企業制度の概要をご説明させていただきます。

1、公営企業の基本原則。都道府県や市町村は、上下水道、病院や交通などの事業を行っており、これらの事業を総称して「公営企業」と言います。官公庁会計（以下一般会計という。）が税収により成り立っているのに対しまして、企業会計は使用者からの料金収入で事業運営に必要な経費を賄う「独立採算制」となっており、より経済性が重視される事業といえます。

次の事項は、公営企業の企業会計原則を定めた法令となります。

（1）公営企業の経営の基本原則です。基本になりますのは、地方公営企業法という法律であります。こちらの第3条「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」との条文があり、これが公営企業の経営の基本原則となります。

特にご注目いただきたいのは、こちらの文言で「常に企業の経済性を発揮するとともに」という言葉です。

次に（2）「独立採算の原則」「経費負担の原則」になります。

同じく地方公営事業法第17条の2第2項です。企業運営に要する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもってあてなければならない」となっております。こちらが、独立採算の原則を表す条文となっております。同じく地方公営企業法第17条の2第1項、企業運営に要する経費のうち「その性格上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」については、一般会計からの繰出金で賄うこととなっております。これが経費負担の原則となります。

わかりやすいのが、消火栓の設置に要する経費です。消火栓というのは当然、水を使う施設になりますので水道と密接に結びついております。ただし、その目的は消防の用に供するものになりますので、それらについては水道料金ではなく一般会計からの繰出金で賄うという収支構造となっております。

（3）料金の公正妥当についてです。地方公営企業法第21条第2項では、料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならず」とあります。

また、水道法第14条及び下水道法20条では、料金は「定率または定額をもって明確に定められていること」「特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないこと」が定められております。

こちらが、料金決定の原則になっているものです。やはり公正妥当性、適正な原価、健全経営を確保できる範囲のものでなければならず、料金というのは、これらの三本の柱によって決定されるものとなります。

2ページ目をご覧ください。

先ほど、基本となる法令について、ご説明させていただきました。ここからは会計制度の特徴についてご説明させていただきます。

公営企業は、経済性が重視される事業であることから、経営成績や財政状態を明瞭に示すため、民間企業の会計と同様に、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成する必要があります。

また、作成したそれらの財務諸表や予算は、一般会計と同様に議会（住民）に対して議決及び承認を受ける必要があります。

公営企業の会計制度は、いわば民間企業の会計制度、また一般会計制度の特徴を併せた独自の会計制度となっております。

以下に、その主な特徴について挙げさせていただきます。

（１）予算、決算双方を重視する立場です。公営企業会計制度では、一般会計と同様に議会の議決を受けた予算の範囲内で事業を行う必要があります。ただし予算編成の考え方、決算の考え方は一般会計と異なる点がございます。

一般会計の予算は、歳出規制に重点を置いている制度になっておりまして、必要最低限に見積もられた支出に対して収入を予定するものとなっております。そのため決算においては、予算との比較が重要視されております。

一方、公営企業会計の予算の考え方は、経済性の発揮に重点を置いております。収益を最大化させるものかどうか、これが支出の基準となります。そのため決算においては、予算との比較は勿論ございますが、損益計算書や貸借対照表などの経営成績を示す書類で、収益がどれくらい出たか、または減ったかというものを示す財務諸表が決算の中心書類となってきます。

また②では、民間企業会計との違いについて記載しております。民間企業会計におきましては会社法や税法に基づくものであります。予算制度というものがなく、決算が重要視されております。そのため、作成が義務付けられている財務諸表の種類や会計処理が公営企業会計と異なる点がございます。いわば一般会計が「予算中心主義」、民間企業会計が「決算中心主義」であるのに対し、公営企業会計は「予算、決算双方を重視する立場」というふうに言われております。

次に（２）発生主義と期間損益計算についてご説明させていただきます。一般会計では、実際の現金の収入及び支出の事実に基づいて経理が行われる「現金主義」が採用されております。それに対して公営企業会計では、民間企業と同様に、取り引きが発生した時に経理が行われる「発生主義」が採用されています。

「現金主義」では、実際の収支の事実に基づいて経理が行われることから、収入及び支出の多少によりまして黒字、赤字になります。

一方、「発生主義」では、未収金や未払金といった考え方がございます。まだ、現金の収入や支出が行われていない取り引きについても経理を行います。そのため、現金の多い少ないだけでは把握できない、潜在的な債権や債務が明確化された経営状況を把握することができるようになっております。

② 公営企業会計が「発生主義」を採用しているのは、「期間損益計算」を重視しているためと言われております。「発生主義」では、未収金や未払金以外にも現金収支が生じない取り引きがあります。その一つに減価償却費というものがあります。

減価償却費は、建設改良工事などの金額が大きく、効果が数年にわたって持続する事業について、その年度の費用とはせず、主に翌年度から耐用年数に応じて費用化を行うものとなっております。これを「期間損益計算」と言います。

なお、これは収入においても同様でありまして、建設改良工事を行った際に、国などから国庫補助等を収入できることがあります。それらの収入につきましても、その年度の収入とはせず、主に翌年度から耐用年数に応じて収益化が行われているものであります。これら国庫補助金等の財源を長期前受金と言います。また、収益化を行うことを長期前受金戻入と言います。

これらは「費用収益対応の原則」に基づくもので、その年度の収益の獲得に見合った部分だけを収益化又は費用化することで、長期間における使用者の負担の公平性を図るものとなっております。

(3) 2本立ての予算になります。一般会計の予算は、実際の現金収支に基づいて1本の予算で管理していますが、公営企業会計の予算は経営成績を適正に示す観点と利益又損失の確定を適切に行う観点から、民間企業と同様に損益取引と資本取引を明瞭に区分する必要があります。そのため、損益取引を「収益的収支」、資本取引を「資本的収支」という形で、2本立ての予算構成となっております。

ア) に主な概要を書いております。収益的収支につきましては、公営企業の経常的な企業活動に伴って生じる収入及び支出であります。その効果が当該年度の収益に対応するものとなっております。これらの中には、減価償却費などの非現金収支も含まれます。

イ) 資本的収支でございます。公営企業の設備投資などの企業活動に伴って生じる収入及び支出であり、その効果が次年度以降の収益に対応するものとなっております。主に建設改良工事費や企業債の借入及び償還がこれにあたります。

②企業債の借入や償還は現金の収入及び支出を伴いますが、その効果が複数年に及ぶことから資本的収支に計上しております。なお、当該年度に支出を要する支払利息、こちらにつきましては収益的支出での計上となっております。

③地方公営企業において、「純利益」又は「純損失」は収益的収支の差し引きの結果を表すものとなっております。資本的収支を合わせた結果ではありません。

次のページをご覧ください。

制度概要の最後に、補てん財源制度についてご説明させていただきます。

先ほどご説明を申し上げました資本的収支、こちらにつきましては、老朽管更新等の建設改良工事に要する支出又はそれに係る企業債等の財源、これらを扱う費目となっております。建設改良工事に要する支出に対し、企業債等の財源を充当して事業を行うのがこちらになります。ただし、企業債の償還につきましては一部の繰入金を除き、基本的には自己資金で賄う必要があります。収支構造上、支出に対して収入が不足するものとなっております。この不足する額を補てんするため、「補てん財源制度」が設けられています。

この不足額の補てんは、企業内部に留保された資金などを財源に使用します。具体的には消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、損益勘定留保資金、積立金などがこれにあたります。

損益勘定留保資金につきましては減価償却費、資産減耗費といった非現金支出費用から長期前受金戻入といった非現金収入を控除したものとなっております。

また消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、資本的収支の仮払消費税及び地方消費税から仮受消費税及び地方消費税と控除対象外消費税等を差し引いた額のことをいいます。

収益的収支は、健全な経営を行った場合は純利益が生じます。これが企業債償還等の原資となります。要は純利益が、先ほど申し上げました補てん財源を構成する要素になっていきます。純利益は、内部留保させてから補てん財源として使用します。

純利益の水準が低い場合や純損失が続く場合など、十分な内部留保資金が確保できず、建設改良事業の実施や企業債の償還に支障をきたす場合があることから、適正な水準の純利益の確保が必要となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

3、水道事業が抱える課題ということで、美里町水道事業で今現在抱える課題について4点にわけてご説明させていただきます。

まず1点目、①有収水量の落ち込みです。人口減少や節水器具の普及によりまして、有収水量が減少傾向にあります。また、有収水量が社会情勢や大口使用者の動向に大きく左右される傾向があり、予期しない災害の発生や経済情勢の悪化等が発生した場合、更なる落ち込みが懸念されます。

②水道施設の更新需要の高まりです。水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、それらの施設の更新が遅れている状況です。特に管路につきましては、令和2年度末時点で耐用年数を過ぎた管が58km残っております。中でも石綿セメント管については約11km残っている状況です。絶えず大規模な断水事故の懸念がある状況です。

また、宮城県沖地震の再発リスクが高まっております。その中で、町内には耐震性能の低い管路がまだ多く残っている状況です。これらの更新の必要性が高まっている状況です。また、美里町浄水場、こちらの施設ですが竣工から12年が経過いたしました。浄水場内の各設備についても老朽化による機能低下や故障が懸念されます。また、各配水施設の設備についても同様の懸念があります。

③企業債の状況です。水道施設の更新等の財源として企業債を活用していますが、美里町浄水場建設の影響もあり、類似団体に比べ残高が多く企業債への依存度が高い状況にあります。企業債償還のピークが令和4年度に迎える予定でありまして、経営を圧迫する要因の一つとなっております。

④経営状況でございます。令和元年10月に水道料金改定を行わせていただきました。以降、給水収益は増加しましたが、前に述べさせていただいた通り、有収水量が減少傾向にあるため減収が見込まれます。また、気象環境の変動による災害リスクが増大しており、これに係る損失が経営に大きな影響を与えることが見込まれます。それらを推計で見込むことは困難であり、決算数値との誤差の要因になるなど、経営上の不確定要素となっております。

また、民間委託により業務の効率化や経費縮減に努めてまいりましたが、それらの取り組みも限界を迎えております。今後、経費縮減効果が見込まれる取り組みとしては、施設のダウンサイジングとなります。施設の最適化が求められています。

水道施設の更新需要の高まりや企業債償還がピークを迎えるなど、今後、支出の増加は避けられない状況になります。どの時期にどの位の支出を要するのか、正確に見込む必要がございます。

○上下水道課下水道総務係長（笹川 智哉） 続きまして、下水道事業が抱える課題についてのご説明させていただきます。

まず、本日追加でお配りさせていただいたA4横の「美里町の下水道」という資料をご覧くださいと思います。課題の説明をさせていただく前に美里町の下水道事業、複数種類がございます。主なものについて、簡単にここで触れさせていただきたいと思います。

資料に3種類を記載させていただきました。1番上が公共下水道、2番目が農業集落排水施設、3番目がコミュニティ・プラント、これらが複数ある下水道事業の主なものとなっております。

まず公共下水道についてです。こちらにつきましては、主として市街地における下水を排除するものとなっております。小牛田駅前等のエリアが公共下水道エリアとなっております。こちら

につきましては町内に処理場を有しておりません。そのため、県が管理する流域下水道に接続しまして、そちらに排水をしている状況になります。

ちなみに流域下水道につきましては欄外のほうに記載させていただいておりますが、2以上の複数の市町村の区域にわたって整備された下水道施設のことをいいます。こちらは県が管理を行っております。美里町につきましては鳴瀬川流域下水道というところに排水しております。大崎市三本木、松山、鹿島台の汚水と一緒に、鹿島台にあります浄化センターまで運ばれ、そちらで最終的に処理されるという流れになっております。

続きまして、農業集落排水施設です。こちらにつきましては市街地ではなく、農業集落におけるし尿や生活雑排水等を処理するための施設となっております。こちらにつきましては公共下水道と違いまして、各処理区域内に処理場を有しており、そちらで処理される形になっております。

それから3つ目、コミュニティ・プラントです。こちらは、住宅団地等に設置される下水道施設です。団地内のし尿や家庭雑排水が処理される施設となっております。こちらにつきましても各団地内、その区域内に処理場を有しておりまして、そちらで最終処理がされるものとなっております。

それで今回、皆様にご審議いただく経営戦略につきましては、こちらに掲載させていただいた3種類のうち、公共下水道と農業集落排水施設の2つの下水道について、ご審議をいただく形になります。この2つは公営企業法を適用しておりまして、下水道事業会計として経理しているものになっております。なお、コミュニティ・プラントにつきましては、一般会計に予算を措置しております。簡単ですが下水道の内容について触れさせていただきました。

資料に戻りまして、資料1、7ページの下水道事業の抱える課題について、ご説明させていただきます。水道事業と同様に4点、まとめさせていただきました。

まず、「①有収水量の落ち込み」についてです。水道の有収水量が落ち込めば、連動して下水道の有収水量も落ち込むという仕組みになっております。厳密には公共下水道につきましては、現在エリアを拡大中ですので、しばらくの間は人口減少や節水器具等の影響による有収水量の減少よりも、新たに接続していただくことに伴う有収水量の増加が上回る傾向を見せるものと思われそうですが。美里町においては、農業地域が特に人口減少等の影響が大きく、農業集落排水処理区域のほうで人口減少による有収水量の大幅な減少が懸念されているところであります。

このまま人口減少等が進みまして、有収水量の減少が続くようであれば事業の継続が困難になってしまい処理施設の見直し等の課題が出てくるものと考えております。それから有収水量は社会情勢や大口使用者の動向に大きく左右される傾向があり、また、予期しない災害の発生や経済情勢の悪化等が発生した場合、更なる落ち込みも懸念されるところであります。

続きまして、「②施設の老朽化」についてです。公共下水道におけるポンプ設備が更新時期を迎えつつあります。また、農業集落排水施設における機械設備は、既に更新時期を迎えているものも多くあります。そのため今後は施設の再編、集約の検討を行い、処理区の実態に即した効率的な集排施設への更新が求められています。

特に農業集落排水におきましては、本町の採用している下水道システムが真空式というものになっておりまして、こちらが多くの機械設備を必要とする仕組みとなっております。そういったこともありまして、これらの更新には多額の費用がかかるものと考えております。

続きまして、「③企業債の状況」です。公共下水道では、現在の計画では令和7年度まで管き

よの整備を続ける予定としており、エリアを拡大していく予定となっています。農業集落排水施設の更新時期とこれが重なってしまうために、整備に伴う企業債の増加が見込まれております。そのため、これに対する償還財源の確保が課題となっています。類似団体に比べまして残高が多く、企業債の依存度が高い状況にあります。今後も拡張、更新が続くため、企業債償還額が年々増加する見込みであり、経営を圧迫する要因の一つとなっています。

続きまして、「④経営の状況」です。こちらにつきましては、5点ほど記載させていただいております。

まず、1点目です。公共下水道については処理区域の拡張期であり、農業集落排水については機械設備の大量更新時期であるため、工事費用の支払いに要する多額の現金が必要となっております。財源となる国庫補助金や企業債は、工事が完了した後に入金される仕組みとなっていることから、一時的に現金不足に陥る可能性が、常にあるという状況でございます。

2点目です。使用料収入だけでは維持管理経費を賄えていない状況にあります。基準を超えて、一般会計から繰入金を貰って運営している状況です。経費削減に努めるほか、使用料収入の増加を図る必要があります。

3点目は2点目と重複するところがありますが、使用料が既に原価割れしているという状況にありますので、使用料の適正化を同時に進める必要があるという状況です。

4点目です。施設の修繕や更新需要の高まり、それから企業債償還がピークを迎えるなど、今後支出の増加が避けられない状況にあります。支出の増加を補えるだけの内部留保資金が必要となります。

5点目です。気象環境の変動により災害リスクが増大しています。災害損失については、対応に要する費用が経営に与える影響が大きい反面、推計でそれらを見込むことは困難となっております。企業としてそれらの災害損失に耐えうる経営体力の構築が必要となっております。

以上が、下水道事業の抱える課題となります。

○会長（金子浩一） よろしいですか。では、引き続き資料2をお願いします。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） 資料2につきましては、引き続き高橋から説明させていただきます。資料2はA3横の黄色で着色されたものになります。タイトルにつけさせていただいたとおり、水道事業の投資・財政計画（収支計画）推進値と決算数値の誤差について表したのとなっております。

まず、収益的収支のほうからご説明させていただきたいと思います。表の見方についてですが、平成29年度を例に取ってご説明させていただきます。経営戦略H29推計Aとさせていただいているもの。こちらが前回平成29年3月に経営戦略を策定したときに推計をした各種数値となっております。

その次に料金改定H31推計Bとなっております。これは平成31年1月の料金改定の際に推計をした各種数値になります。

これらの推計値と決算数値と誤差について表したのになっております。すべての費目をお話しすると時間が足りませんので、主だった費目についてご説明させていただきます。

（1）給水収益、黄色に塗られた、上から2段目の費目について、ご説明させていただきます。給水収益の傾向としましては、契約件数に基づく基本料金が、やはり推計より伸びる傾向にございます。ただ、有収水量につきましては、推計より若干低い数字で落ち込むような状況。契約件数に基づく基本料金の伸びが、有収水量に基づく従量料金の落ち込みをカバーしているような

状況になっております。有収水量につきましては社会情勢や大口使用者の動向に大きく左右されており、年度により決算値の変動が大きく推計が非常に難しい費目となっております。新型コロナウイルスの影響も懸念されることから、基本的には直近、令和2年度の決算数値を基に推計を行ってまいります。

また、本町の水道料金体系については、メーター口径別の基本料金制を採用しております。メーター口径13mmから25mmの契約につきましては一般家庭の方が使用されているケースが多い契約となっております。そのため人口動態の影響が大きいことから、人口の動きを推計に組み込んでいくような形をとりたいと思っています。またそれ以外の口径の契約につきましては、実績値に基づく増減率等を用いて推計を行っていきたいと思っています。

契約件数につきましては、この各年度の決算値が推計値を上回っている状況となっております。今後、いつまで増加傾向が持続するか、継続するか不透明ではございますが、各メーター口径の実績に基づく増減率を用いて、推計を行っていきたいと考えております。

今後変動が大きいと思われる費目について、中段あたりに修繕費というところに少し色をつけさせていただいております。支出の部分で(2)経費の中の2段目、修繕費という部分になっております。近年、こちらの費目につきましては管路の老朽化による漏水修理が増加傾向にございます。これまでの実績を踏まえて推計を行っていきたいと考えております。

また、先ほども触れましたが各施設、これらの設備や機器こちらも老朽化が懸念されるものでございます。点検や設備、機器の状況を把握して計画的な修繕を行うことで、長寿命化を図る必要があると考えております。

次に、その2つ下、その他というところをご注目いただきたいと思います。こちらの費目につきましては、多様な費目を扱う項目になっております。ここに書いてありますとおり、梅ノ木取水場の解体工事を令和元年度、令和2年度に実施させていただきました。そういった費目も扱うような項目になっております。

多様な費目を扱う項目になりますが、特に受水費、あと委託料が大きな割合を占める費目となっております。こちらの費目では平均で約3億6,000万円かかるのですが、受水費と委託料だけで約3億円を占めますので、その他の中の殆どが受水費と委託料になると思っていただければと思います。

受水費につきましては、令和2年度に県の料金改定が行われまして、料金単価の引き下げが行われました。次の料金算定期が、予定としては令和6年度になっております。受水費につきましては、いま報道等で話題になっております「みやぎ型管理運営方式」と呼ばれるもの、こちらの影響が、この受水費に跳ね返ってくる可能性がございます。ただ、いま現在、県からそういった動向については、正式なアナウンスはございませんので、現状の単価を基に推計を行っていく考えでございます。

委託料につきましては、現在、美里町浄水場等の施設の運転管理業務や水道料金等の収納窓口業務等を委託しておりまして、その契約が令和5年度までとなっています。業務委託の有効性を再度検討しまして、継続する必要があるか否かを判断していく必要があると思っています。

その他の経費につきましても同様に有効性の検討を行うとともに、必要な経費につきましても過年度の推移から、どのような傾向があるのかを分析し推計を行ってまいります。

収益的収支の一番下段に当年度純利益(又は純損失)という項目がございます。ここで全体的な傾向についてお話しさせていただきます。H29年推計では梅ノ木取水場の解体工事を遅ら

せた影響もありまして、推計値と決算数値の誤差が大きく生じています。ただ、その影響を除けば各年度とも決算数値が推計値を上回る利益が生じる結果となりました。

ただ、令和元年度につきましては、令和元年度東日本台風の影響により災害損失が発生しております。災害損失の影響もありまして、純利益は生じたものの推計を下回るような純利益となっております。災害損失につきましては、復旧費が経営に与える影響が大きい反面、推計でそれらを見込むことは困難でございます。そのため企業としては、それらの災害損失に耐えうる経営体力の構築が必要になってくると考えております。

収益的収支については、以上となります。

次に、資本的収支についてご説明させていただきます。資本的収支につきましては、先ほどお話しをさせていただきましたように、主に老朽管更新等の資産の取得や維持、更新等の際に使う費目となっております。一番上の企業債、こちらにつきましてはそういった建設改良工事を行う際に、借金をして建設改良工事費等に充当する財源となっております。

中段あたりにあります1. 建設改良費、これが老朽管更新等の工事費の支出の部分となっております。

最後、一番下に色塗りしているところの3つ目です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額という部分となっております。これが、先ほど申し上げた「補てん財源制度」に係る部分となります。構造的に支出のほうが大きくなってしまったため不足額が生じています。この不足額を、補てん財源で補てんしていく。これが資本的収支の基本的な構造となっております。

ページを一枚捲っていただきまして、主な傾向についてご説明させていただきます。

1. 企業債について、ご説明させていただきます。企業債につきましては、主に災害等に起因する業務量の増加から、各年度とも事業が予定通り執行できずに翌年度への繰越しになっております。その影響により推計値と決算数値に大きな誤差が生じております。これらにつきましては、建設改良事業の実施計画の見直しをこれから行います。それに併せた企業債の借入額の推計を行っていきたいと考えております。

次に資本的支出の部分について、ご説明させていただきます。1. 建設改良費の部分です。先ほども申し上げましたように、災害等に起因する業務量の増加から、建設改良工事が年度内に実施できず繰越しが発生しております。それによって、誤差が生じている状況となっております。建設改良事業の実施計画の見直しを行い、建設改良費の推計を行ってまいります。配水管の老朽化のみならず、浄水及び配水の各施設の設備や器具の老朽化が懸念されます。今後、これらの更新需要が高まることから、計画の見直しを行うときにこれらを盛り込んでいく必要があるのかどうか。これがポイントとなっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額について、主に各年度とも繰越しの影響で誤差が生じている状況でございます。建設改良事業の実施計画の見直しを行い、収入と支出の推計が必要な状況でございます。資本的収支の構造上、不足額は主に企業債償還額の近似値となります。実施する建設改良事業の規模、その財源となる企業債借入金に関連性があることから、大きく不足が見込まれる場合は、事業規模の縮小又は実施時期の延期などの調整が必要となってまいります。それらを踏まえて建設改良事業計画を策定してまいりたいと思います。

以上となっております。

○上下水道課下水道総務係長（笹川 智哉） 続きまして資料3-1、それから資料3-2を使いまして、下水道事業の投資・財政計画（収支計画）推計値と決算数値との誤差について、説明さ

せていただきます。

まず青色で着色された、資料3-1をご覧ください。はじめに、公共下水道、左上に収益的収支とあるものについて説明させていただきます。こちらも水道事業と同様に、ポイントを絞ってご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、料金収入についてです。こちらにつきましては平成29年度推計値と決算数値を比較しまして、やや増となっている傾向にございます。もう少し詳細に、一般家庭用とそれ以外の営業用を比較してみますと、一般家庭用については、当時の推計を若干下回る結果となっておりまして、その分をカバーするような形で営業用のほうが若干伸びているという内訳になっております。

また、令和2年度につきましては、平成29年度推計値と比較しますと少し大きく差が出ているのがわかるかと思います。1,000万円ほど増となっております。こちらの影響につきましては、実際に接続されている一般家庭の人数は、こちらも推計値を若干下回っている状況ですが、結果として使用料収入が伸びているという状況から、新型コロナウイルスの影響に伴いまして自宅で過ごされる方が多かったためと考えております。

続きまして、少し下に下がっていただき、営業外収益の補助金の中にあります他会計補助金をご覧ください。こちらは美里町一般会計からの繰入金となっております。基本的に企業会計は、料金収入により運営するものという考えになりますが、実際のところ下水道事業につきましては一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないような状況となっております。毎年、かなりの額を繰り入れているような状況でございます。

こちらにつきましては、各年度の誤差を見ていただきますと、平成30年度と令和元年度にかなり差が生じているのがわかるかと思います。平成28年度から、下水道事業を公営企業化しておりますが、平成30年度と令和元年度に一般会計からの繰入金算定の内部ルールを若干見直した経緯がございまして、その影響により、繰入金が平成29年度推計値よりも大幅に増加しております。

ただ、令和2年度から本来のルールに戻しましたので、令和2年度に若干落ちているという状況となっております。なお、今後の推計につきましては、令和2年度と同様のルールに基づいて推計を行っていくと考えております。

なお、現在のルールというのは、国が示す繰出基準に基づいたものになります。

続きまして、収益的支出を見ていきたいと思っております。基本的に公共下水道事業につきましては、現在、管路の延長を伸ばし、エリアを拡大している最中でありまして。そのため、下水道の管路延長が伸びますので、それに係る維持関係費が、基本的には増えていくものと考えております。

例えば動力費などは、下水道管路の所々にマンホールポンプとあって、機械の力で下水を一度上まで汲み上げるような設備がございまして、そういったものに係る電気料が今後も延長が増えることによって、管理する量も増えますので、それに伴い動力費も増えていくものと考えております。

それから、収益的支出の(2)のその他の欄になりますが、この中には維持管理業者に支払っている委託料も含まれております。こちらにつきましても延長が増える影響で、増えていくものと見込まれます。

更にその他の2つ上になりますが、修繕費では平成29年度推計値よりも毎年、少ない決算となっております。これは、現在、整備が進行中ということもありまして、管路施設そのものがま

だあまり古くなっていないためです。ただし、下水道の管路そのものはまだ耐用年数を迎えておりませんが、先ほど申し上げたポンプ設備が、今回の推計期間中に耐用年数を向かえるものもありますので、そういった耐用年数を迎える機械設備の修繕費というものが、今後は一定程度発生してくるものと考えております。

収益的収支の一番下、当年度純利益の欄です。下水道事業の収益的収支につきましては、先ほども申し上げたとおり一般会計からの繰入金に大きく依存している状況にあります。一般会計からの繰入のルール上、基本的に収益的収支に損失が出ないよう、繰り入れられるというものになっております。そのため、平成29年度に推計を立てた際には、平成30年度以降、純利益、純損失は0という形になっております。

なお、決算数値で若干のプラスが出ている要因としましては、特別利益が発生した場合、例えば平成30年度には消費税申告の修正により特別利益が400万円ほど発生しておりますが、こういった特別利益が発生した場合に当年度純利益が出ます。それから、一般会計からの繰入金を算定する際、決算数値に基づく計算ではなく、最終予算額ベースでの計算になっておりますので、実際に経費の削減等ができれば、多少の純利益が生まれるという構造になっております。それらにより生じたものが最終的に純利益として計上されております。

当年度純利益につきましては、留保財源との兼ね合いから、今後、いかに利益を増加させていくかというところが、ひとつのポイントになってくるのかなと思っております。

続きまして、同じく公共下水道の左上に資本的収支と記載があるものについて、ご説明させていただきます。こちらもポイントを絞って、ご説明させていただきます。

まず、初めに企業債、それから、関連する資本的支出の建設改良費をご覧ください。企業債は、基本的に建設改良費に充てるものになりますので、建設改良費と企業債の増減がおおよそ連動しているのがわかるかと思えます。

平成29年度、30年度、令和元年度、それぞれ推計値よりも決算数値が大幅に減となっております。これは、関係機関との調整に時間がかかった影響や、台風の影響などによりまして、事業が予定通りに進んでいないという状況があり、工事の繰越が発生したためです。令和2年度につきまして、若干推計値を上回っておりますが、繰り越してきた事業がここで追いついたというわけではなく、前年度から繰り越した事業費と、翌年度に繰り越した事業費がここでおおよそ同じくらいになったという状況になります。

また、そういった繰越要因を排除して実際に比べてみた際に、令和2年度の工事費が平成29年度に推計した値よりも、増えている傾向にあることがわかりました。今回、新たに推計する際には、事業の遅れ等も勘案しまして、また、事業費の増加傾向にある部分も勘案しまして、改めて建設改良事業の実施計画を見直して企業債の借入額や、工事費の積算をしていきたいと思っております。

それから、資本的収入にも収益的収支と同様に他会計補助金というものがございます。収益的収支と資本的収支、両方で一般会計からの繰入金をもらっているという状況になります。収益的収支のほうで平成30年度と令和元年度に繰入のルールを見直したと申し上げましたが、その内容としましては、国の基準上、こちらの資本的収支で貰うべき繰入金を、収益的収支でもらうこととした、という内容でした。そのため、資本的収支のほうは平成30年度と令和元年度に大幅に減っておりまして、収益的収支のほうでは大幅に増えているという形になっております。

令和2年度につきましては先ほど申し上げた通り、国が示す基準通りのルールに戻しました

ので、数字が若干戻った形になっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額というところですが、こちらにつきましては、各年度、誤差がかなり出ているかと思えます。この誤差につきましては、ひとつは繰越の影響によるものになります。それから、工事等の事業が年度末の3月31日までにかかりますと企業債などの工事財源が、その年度内に入っていない場合があります。こういった影響によりまして、推計値と決算値で誤差が発生しているという状況が出ております。こちらにつきましても建設改良費の事業計画の見直し等を行いまして、今後の推計を行っていきたいと思っております。

続きまして、緑色で着色のある資料3-2を、ご覧ください。資料3-2につきましては、農業集落排水の投資・財政計画（収支計画）推計値と決算数値の誤差になっております。はじめに左上、収益的収支と記載のある資料からご説明させていただきます。

まず、料金収入について見ていきたいと思えます。公共下水道につきましては今後も整備を進めるため、若干料金は毎年増え続けるということでしたけれども、農業集落排水につきましては、すでにおおよそその整備が完了している状況です。そのため、今後、新たに管路を伸ばして、使用料金が大幅に上がるという見込みは特にございません。一部の地域としてまだ残っている部分もありますが、大幅に増えるということは考えにくい状況です。

その中で、平成29年度推計値では人口減少等の影響を考慮しながらも、新たに下水道に接続される方を一定程度見込みまして、推計を立てておりましたが、決算をみますと推計値を下回る形で推移しております。令和2年度につきましては若干、推計値に近づくような形の決算となっておりますが、こちらは先ほどの公共下水道と同様、新型コロナウイルスの影響によるものと考えております。料金収入につきましては人口の推移を確認しまして、改めて推計のほうを立てていきたいと考えております。

それから、先ほどの公共下水道事業と同様に、一般家庭用の推計は人口の推計をベースに行っていますが、それ以外の営業用について、どの程度まで見込むかというところもポイントになっているのかと思えます。今のところ想定されるところとして、町内中学校の統合が予定されておりますので、その影響については今後の推計に反映させていきたいと考えております。農業集落排水につきましては、統合によって若干減る、公共については若干増えるという形になるかと思えます。

続きまして、他会計補助金です。こちら公共下水道事業同様に、かなりの額を一般会計から繰り入れている状況にあります。農業集落排水では、維持管理経費を料金収入だけで賄えていない現状がありますので、国で示す基準以上に、一般会計から繰入金を買っているという状況にあります。

なお平成30年度、令和元年度の誤差につきましては、先ほどの公共下水道と同様に繰入ルールを見直した関係で差が出ているという状況になっております。令和2年度からは通常のルールに戻して繰入金を貰っておりますが、3,000万円ほど上がっているというのは維持管理にかかった経費、特に修繕費等において推計値を大幅に上回った影響によるものとなっております。

続きまして、収益的支出について見ていきたいと思えます。公共下水道につきましては整備する管路の延長が今後増えますので、それに伴い維持管理費が増える見込みというお話をさせていただきました。農業集落排水につきましては、おおむね整備が終わっていますので新たに管理する施設が増えることはございませんが、下水道事業が抱える課題のところでも触れさせてい

いただきましたとおり、機械設備関係が老朽化しているという状況もございます、修繕費が今後嵩んでくるものと考えております。

また、この老朽化の影響もありまして、動力費が推計を超える決算値となっております。機械設備関係の老朽化に伴いまして、稼働効率がかなり落ちており、その影響で運転時間が長くなってしまい、動力費にこのような形で反映されてくるというような状況にあります。

そのため、修繕や更新をきちんとしたタイミングで実施することによって、動力費等の経費が嵩むことを防いでいかなければならないと考えております。そういったことも推計の中で、考慮していきたいと思っております。

それから、収益的収支の一番下、当年度純利益（又は純損失）の欄です。こちらにつきまして、公共下水道同様、一般会計からの繰入ルール上、基本的には純損失が出ないような繰り入れとなっているため、平成29年度推計値は純利益、純損失が0となっております。

ここで決算数値を見ていただくと、令和元年度に大きくマイナスが生じているかと思えます。1,000万円を超える損失となっておりますが、こちらの要因としましては、令和元年度に発生しました台風19号被害の影響で、そちらの災害復旧に伴う経費として特別損失が発生したためです。

こういった災害関係は突発的なものですが、こういったことにも耐えられるような経営体力をつけていかなければならないと考えております。公共下水道同様、留保財源等との兼ね合いから、どの程度純利益を増加させていく必要があるのか検討しながら、推計をしていきたいと思っております。

続きまして、農業集落排水、左上が資本的収支となっている資料について説明させていただきます。

こちらにつきましても企業債、それから中段の建設改良費を併せてご覧ください。令和元年度までマイナスの傾向が続いております。こちらは公共下水道同様、工事の遅れ等に伴いまして繰越が発生している影響が出ているものとなります。なお、令和2年度につきましては、推計値との差がプラスとなっております。翌令和3年度に繰越している工事もあるのですが、多少追いつきつつあるペースとなっております。建設改良費と企業債につきましては、工事の遅れ等も踏まえつつ、建設改良費等の実施計画の見直しを行いまして、改めて推計を行っていききたいと思っております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の差につきましても公共下水道同様に繰越の影響であったり、年度末に完成した工事の財源が翌年度に入ってくるという仕組みのため、生じているものとなっております。

以上で、農業集落排水の説明を終わります。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） それでは、私から資料4についてご説明をしたいと思います。お手元にA3版の美里町管内図に、水道の施設写真がついてる図面がございます。水道の施設におきましては、美里町には合計8か所の施設がございます。小牛田地域には4か所、南郷地域に4か所という格好になっております。

それでは管内図、資料4の①美里町浄水場についてご説明します。こちら旗揚げされておりますが、美里町浄水場ということで2つの写真がついてございます。いま皆様がここで打合せされている箇所、これが美里町の浄水場でございます。この丸の部分にろ過池がございまして、ろ過池が4つとなっております。大きな特徴として美里町浄水場は、緩速ろ過という仕組みを使って

おりまして、河川から汲み上げた水をゆっくり時間を掛けてろ過しているのが特徴でございます。

続きまして、②梅ノ木取水場となっております。こちらから浄水場まで、河川の水を取水しているところでございます。場所は美里町の鳴瀬川沿いでございます。

続きまして③、上のほうになります、蜂谷森配水池でございます。この配水池につきましては、小牛田地域の駅前地区を除くすべての地区に水道を供給しております。目の前に3,000 m^3 級の配水池がありまして、奥の方に750 m^3 の小さい配水池がございます。現在、750 m^3 については休止ということで、ここで小牛田地域の駅前を除くすべてを賄っております。

続きまして、④桜木町配水池でございます。こちらは1,000 m^3 級のタンクでございまして、駅前地区のほぼ全域をカバーしております。

続きまして、⑤です。美里町柿ノ木平配水場でございます。こちらの方は南郷地域においての要となる配水場でございます、1,500 m^3 級の配水池があります。これで南郷全域をカバーしてございます。

⑥ですが、美里町大柳配水計測所でございます。こちらについては美里町柿ノ木平配水場から流れてきた水道の流量等を計測している場所でございます。写真が2つございまして、右側が四角い建物になりますが、ここで南郷地域の上流と下流に分けています。ここで、柿ノ木平から流れてくる配水流量を一定の圧力に保ちまして、それぞれ北と南に、上流下流ということで振り分けている場所でございます。

続きまして⑦、一番図面の右下になる美里町小島配水場でございます。こちらの方につきましては小島地域ということで、東松島市とのすぐ境ですが、そこに小島という集落があります。もともとは簡易水道で、その名残でございます。今現在はこれを大崎広域の水道に繋げており、増圧ポンプも設置され、時期によっては増圧ポンプにより圧を上げて配水している施設でございます。

続きまして、⑧美里町古館浄水場ということで、こちらは現在、使ってはおりませんが、平成の初期までは水を作ってたんですが、廃止となり現在は管理地となっている状況でございます。

以上、8か所ではありますが、美里町の水道施設でございます。

○上下水道課課長補佐（安部 貢二） 続きまして、下水道の施設に関しまして、資料5を使いましてご説明申し上げたいと思います。こちらが美里町下水道施設の分布となります。各施設の位置を写真と矢印で図示しております。

おおまかに見て緑色と赤色のエリアがありますが、まず緑色のエリアは農業集落排水事業で整備したエリアとなります。農業集落地域、いわば農村部の農業用排水の水質保全を目的とした事業で、農林水産省の担当省庁になります。こちらは町村合併前の旧町時代に整備を完了しております、中段の赤いエリアより上側、北側の緑色のエリアが旧小牛田町のエリアで中埠処理区と荻埠処理区、平針処理区の3処理区があります。それぞれ、污水处理施設を持っています。

そして赤いエリアより下側、南側の縦長の緑色のエリアですが、こちらが旧南郷町のエリアで、南郷第1から第4までの4処理区があります。こちらもそれぞれ、污水处理施設があります。農業集落排水エリアにおける、美里町の処理区は全部で7処理区となります。

また、農業集落排水では、真空式下水道システムというものを採用しております、管路を真空状態にして、下水を吸い上げて処理場まで導きます。その真空設備を納めます真空ステーションと呼ばれる施設を、それぞれ7処理場に併設してあります。唯一、南郷第1処理区においては、

併設のほかに中継の真空ステーションが離れた場所にもう1か所設置してあります。

そして次に赤いエリアですが、こちらは旧小牛田町の公共下水道エリアとなります。公共下水道は主として市街地の下水を排除し、公衆衛生の向上を目的とした事業で、国土交通省が担当省庁となります。このエリアは現在、管路の整備を進めている最中でありまして、赤枠に対してピンクの色で塗りつぶした部分が整備済みのエリアで、供用開始済みであります。

そして、汚水処理自体は現大崎市である旧三本木町、旧松山町、旧鹿島台町、旧小牛田町の旧4町で鳴瀬川流域下水道を形成し、鹿島台に浄化センターがあります。浄化センター自体の建設及び維持管理は宮城県で行っております。おおまかに、この2つが美里町の下水道の大半を占めております。

それ以外の施設としましては、黄色いエリアが3か所ほどありますが、こちらは旧小牛田町時代に住宅団地造成を行った彫堂、山前、峯山の3つの住宅団地にそれぞれ汚水処理施設を持っております。

あとは雨水処理施設としまして、蜂谷森雨水ポンプ場と化粧坂調整池の2か所ほど管理施設を持っております。

簡単ではありますが、以上が美里町の下水道施設となります。以上です。

○会長（金子 浩一） ありがとうございます。

では、また私が進行していきたいと思います。只今、事務局からの第1回資料についてご説明をいただきました。各委員の皆様で、もし何かご意見ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○委員（佐々木 豊） 水道、あるいは下水道もそうなんですが、収益的収支の関係で、費目の部分でその他ということとでざっくりと経費。例えば、29年度を見ますと経費が3億6,800万円そのうち、その他が3億3,700万円という形になってますけど。9割から9割5分ぐらいがその他を占めているということで、聞くと受水費や委託料ということのようですが、それらを表とかには表せないんですか。

○上下水道課上水道総務係長（高橋 勲） ご説明させていただきます。表すことは可能でございます。表中に記載するか、別途、付属資料としてお出しするような形で行ってきたいと思います。実はこの表のフォーマットは、国から明示している投資財政計画のフォーマットになっております。それに倣って今回、構成をさせていただいております。今後、投資財政計画をお示しする際にはフォーマットの構成も検討してまいります。

○会長（金子 浩一） では、ほかにご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは、引き続き進めてまいります。次第（2）その他に進みます。

改めまして、全体で各委員から事務局に対して確認事項等ございますか。あるいは事務局から各委員に対して、説明事項等の補足がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、では、特になしということで次に進めたいと思います。

それでは、本日の審議は以上となります。

進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） それでは金子会長、委員の皆様ありがとうございました。次第に沿ってまいります。それでは次第4、閉会の挨拶に移りたいと思います。今回は第1回

目ということもありますので、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

金子会長、よろしくお願いいたします。

○会長（金子 浩一） では、私から簡単に閉会の挨拶をしたいと思います。皆様のご協力をいただきまして、効率的に進めることができました。また、事務局のわかりやすい資料とご説明ありがとうございました。まだ12月まで続いてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は、どうもご協力ありがとうございました。

○上下水道課課長補佐（佐々木 聡） どうもありがとうございました。

それでは、令和3年度第1回目の美里町上下水道事業経営審議会は以上となります。

皆様、お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

上記会議の経過は、美里町上下水道課長 櫻井純一郎の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年12月6日

会議録署名委員

金子 浩一

会議録署名委員

菊池 文夫